

京労基発 1220 第 1 号
令和 6 年 12 月 20 日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部長



化学物質対策セミナーの開催について

日頃は、労働行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は、順次拡大され、令和 8 年 4 月までに、約 3,000 物質程度が指定される予定です。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があります。これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となります。

また、国際的には、令和 5 年 9 月に第 5 回国際化学物質管理会議において採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において、環境と労働分野が連携し相乗効果を高めていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和 6 年度を初年度とし、今年度は「**正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう**」（金賞）等をスローガンに、毎年 2 月に**化学物質管理強調月間**を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしました（添付の要綱等をご参照ください）。

つきましては、添付のセミナー開催通知文の通り、同月間中の**令和 7 年 2 月 4 日午後**に、独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センターと共催、京都府及び京都市の後援（いずれも申請中）により、**標記セミナー**をWEB方式にて開催いたしますので、傘下の団体、会員事業場等に周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

担当官職氏名及び連絡先等

京都労働局 労働基準部 健康安全課 主任地方労働衛生専門官 山田英輔
電 話 : 075-241-3216

京都労働局労働基準部長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷しています。